

議案第21号

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年3月12日提出

清水町長 阿部一男

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例（平成27年清水町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

区分	支給 単位	金額	適用
災害出動の職務	1回	5,000円	職務に要する時間が2時間を超える場合は、超えた1時間ごとに2分の1の額を加算する。ただし、1時間未満の端数がある場合は、切り上げて1時間とする。
訓練、警戒、査察等の職務	1回	4,000円	
会議、研修等の職務	1日	3,000円	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。